

# 記念オケ問題 ハイヤー代金返還訴訟

## 訴え却下の不当判決

### 裁判所の常識は県民の非常識!?

県が行った徳島記念オーケストラ事業で、莫大な利益を申告せず脱税した川岸美奈子氏に、県と徳島県文化振興財団が、専用のハイヤーをあてがって八百万円近い支出をしていた問題で、県を相手に、代金を返還させよと私が訴えていた裁判の判決が、三月六日、徳島地裁で下されました。内容は、訴え却下の不当判決で、私は控訴するつもりです。

※ ※

地裁が、県が支出した分について請求を却下したのは、支出行為から一年以上過ぎていているから、住民監査請求自体が適法でないという理由。財団分については、「財団は県とは別個の法人格を有する団体だから」同じく請求自体が適法でないという理由でした。

※ ※

裁判で私は、ハイヤー代支出を知ることができたのは、監査請求前一年以内の平成二十九年十二月の新聞報道の後であって、県自身が最初は「支出していない」と議会答弁していた事実も指摘していましたが、裁判所は「相当な注意力を持つて調査すれば知ることができた」等と決めつけ、私の主張を採用しませんでした。地裁の判断は、最高裁判決を引用するものでしたが、一般県民はもとよりマスコミも、県職員自身も十分認識していなかった事実を、住民が知り得たはずだといふのは、県民から見れば全く非常識な話です。

また私は、財団の収入の八六％は、県費だと指摘しました。財団を通じて支出すれば、無駄遣いを県民がならんチェックできないというの、納得できません。

法に基づいて解釈すれば却下しかないというのであれば、法や制度の方が不備なのです。それを正すのは、政治家の仕事です。

県政みたま

# 扶川

あつし

無所属



発行  
元県議会議員  
扶川敦  
板野町犬伏字  
大坪 78-1  
088-672-5875  
2019年 春号外